

事業主 （法人・個人） の皆さんへ

固定資産（償却資産）の

申告について

固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。

令和8年1月1日（賦課期日）現在において償却資産を所有している方は、2月2日（月）までに下記の申告窓口にて申告してください。

【主な留意点】

- ① 法人税または所得税の申告において減価償却が終了している限りは償却資産申告の対象となります。
- ② 決算期ごとに取得した資産ではなく、あくまで令和8年1月1日現在において所有している事業用資産が申告の対象となります。
- ③ 申告書には、マイナンバーの記載が必要となります。個人事業主の方は、12桁の番号を記入のうえ、本人確認書類とあわせて申告してください。法人の場合は、13桁の番号を記入のうえ、申告してください。

④ 電子申告（eTAX）が利用できます。詳しくはヘルプデスクまで問い合わせ、もしくは二次元コードからご確認ください。

・eTAXヘルプデスク

☎0570-081459



地方税
ポータルシステム

⑤ 町内で事業をされている方を対象に12月下旬に申告書を送付します。同封の「償却資産申告の手引き」をご覧ください。また、事業をされている方で申告書が届いていない方は、左記まで問い合わせください。

【申告窓口】

- ・財務課資産税係
- ・熊石総合支所地域振興課
- ・落部支所

【問い合わせ先】

財務課資産税係
☎0137-62-2114

【主な償却資産の例示】
※左記以外にも事業用の資産があれば申告が必要です。

資産の種類	償却資産の名称等
1 構築物	舗装（駐車場・構内）、フェンス、看板、広告塔、門、石油タンクなど
2 機械及び装置	加工・製造機械、冷蔵・冷凍装置、ブルドーザ、コンプレッサーなど
3 船舶	漁船、作業船、ボートなど
4 航空機	ヘリコプター、グライダーなど
5 車両運搬具	構内運搬車、大型特殊自動車（最高速35km/h以上のトラクターなど）で登録番号が0と9の車両も含む ※自動車税および軽自動車税の対象となるものは除く。
6 工具器具備品	作業工具、測定工具、机、椅子、パソコン等家電製品、自動販売機など

令和8年度 物品購入等入札（見積り合わせ） に係る参加資格申請の受付について

追加 申請

令和8年度（中間年）物品購入等入札（見積り合わせ）参加資格の追加申請を受け付けますので、次の事項に留意して申請してください。

※町内に本社を有する業者および町内に支店・営業所を有する業者の受付となります。

【留意事項】

- ①すでに令和7～8年度の物品購入等入札（見積り合わせ）参加資格申請手続きをされている業者は、今回申請の必要はありません。
- ②申請済みの業者であって物品等種別を変更する場合は、変更届を提出してください。
- ③申請に必要な書類は、町のHPまたは提出先にあります。
- ④申請・変更届は、郵便または持参にて提出してください。

【受付期間】

1月13日（火）～2月19日（木） 午前9時～午後5時
（月～金曜日の正午～午後1時、土・日・祝日を除く）

※変更届は3月13日（金）まで受け付けます。

【提出先および問い合わせ先】

- ・会計課会計係 ☎0137-62-2113
- ・熊石総合支所地域振興課まちづくり推進係 ☎01398-2-3111



町HP